							改正前国共済法第八十二条第三項	
乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとするより少ないときは、当該金額を同号	改正前国共済法第八十二条第一項第二号	月数（	障害共済年金の	改正前国共済法第八十二条第二項			障害共済年金を	五十円	百円	とする。）
			障害共済年金（				公務等による障害共済年金			
			公務等による障害共済年金				月数が			
			旧職域加算障害給付の				障害共済年金を			
			旧職域加算障害給付（				旧職域加算障害給付を	五十銭	一円	
			公務等による旧職域加算障害給付				公務等による旧職域加算障害給付			
		月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数（								
		月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数が								

障害共済年金の	改正前国共済法第八十二条第四項	改正前国共済法第八十四条第一項	改正前国共済法第八十四条第二項及び第三項並びに第八十五条第一項			改正前国共済法第八十五条第二項				改正前国共済法第八十五条第三項				改正前国共済法第八十五条第四項から第八十六条まで及び第八十六条第一項及び第八十七条の三
旧職域加算障害給付の	障害共済年金	障害共済年金給付の受給権者の障害の程度が減退した	障害共済年金	旧職域加算障害給付	公務等による旧職域加算障害給付	公務等による障害共済年金	公務等によらない障害共済年金	障害共済年金のうち	障害共済年金をいう	障害共済年金の額	障害共済年金の	公務等による障害共済年金	公務等によらない障害共済年金	障害共済年金
旧職域加算障害給付	旧職域加算障害給付	障害の程度に該当すると認める	旧職域加算障害給付	旧職域加算障害給付の額	公務等による旧職域加算障害給付	公務等によらない旧職域加算障害給付	旧職域加算障害給付のうち	旧職域加算障害給付をいう	旧職域加算障害給付の額	旧職域加算障害給付の	公務等による旧職域加算障害給付	公務等によらない旧職域加算障害給付	旧職域加算障害給付	
	とし、これらの日が平成二十七年九月三十日以後にあるときは同日とする	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として財務省令で定める場合を除き、当該旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）	減退し、又は増進した後における障害の程度											
		旧職域加算障害給付の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級												
		請求												